

22都市建企第221号  
平成22年 6月 3日

社団法人 東京建設業協会 会長 殿

東京都都市整備局市街地建築部長  
中島 俊明  
(公印省略)

建築基準法第7条の3の規定に基づく建築物に関する中間検査に係る  
特定工程等を指定する告示の一部改正について (依頼)

平素より、東京都の建築指導行政に対し、ご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

標記の件については、平成19年5月18日付東京都告示第765号で指定したところですが、この度、平成22年5月31日付東京都告示第818号により、下記のとおり一部改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会員、建築関係技術者等関係者の方々にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正の内容

別紙（改正の概要、改正告示文、新旧対照表）のとおり

2 運用上の留意点

経過措置について

ア 平成22年6月30日以降に、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物は本改正の適用対象とする。

イ 平成22年6月29日までに、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物で、平成22年6月30日以降に申請された計画変更については、本改正の適用から除外する。

ウ 平成22年6月29日までに、建築確認が申請された建築物又は計画通知された建築物は、改正前の告示を適用する。

以上

担当 東京都都市整備局市街地建築部  
建築企画課建築係  
電話 03-5388-3343

## 建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示の改正の概要

### 1. 改正の目的

東京都における中間検査に係る特定工程を指定する告示（平成19年東京都告示第765号）は、平成22年6月30日をもって期間が終了する。このため、建築基準法施行規則の改正内容に対応するとともに、対象建築物等の見直しを行い、建築物の安全性の確保及び業務の円滑化に努める。

### 2. 改正点

#### (1) 中間検査を行う期間

建築基準法施行規則 第4条の11（特定工程の指定に関する事項）が次のとおり改正された。

特定行政庁は次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 区域を限る場合には当該区域
- 二 期間を限る場合には当該期間（従来は“二 当該期間”となっていた。）

今回、中間検査を行う期間を限る必要がないので、この規則の改正に基づき期間の規定を削除する。

現行

中間検査を行う期間  
平成19年6月20日から  
平成22年6月30日まで

改正（案）

（削除）

#### (2) 特定工程等の指定

現行

延べ面積が1万㎡・・・  
  
基礎に鉄筋を配置する工事よりも  
早期に着手する床版工事のある場  
合は当該床版・・・

改正（案）

延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）が1万㎡・・・  
  
逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）による場合にあっては当該床・・・

- 【変更理由】
- ・ 現状は、増築又は改築の場合、増築又は改築する部分と既存の面積を合算し1万㎡を超えると基礎の配筋工事を検査していた。
  - ・ 平成21年8月の「既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し」による平成17年告示第566号改正の趣旨を参考にし、中間検査においても構造上分離されていれば、増築部分のみの延べ面積によることとした。
  - ・ 逆打ち工法の場合の特定工程の問い合わせが多かったので、「逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）による場合にあっては」とする。（“逆打ち工法”の名称は建築基準法等では用いられていないが、建設会社等で広く用いられている。）
  - ・ 「床」と「床版」の使い方を明確化した。第三号(イ)の（）内の「当該工事を現場で行わないもの」（プレキャストコンクリート工事）の場合を「床版」とし、これ以外（現場打ちコンクリート工事）の場合を「床」とする。

### 3. 施行予定日

平成22年6月30日

# 改正後 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

## (平成19年東京都告示第765号) 改正後告示文

### \*アンダーラインが変更箇所

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第二号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成19年5月18日

東京都知事 石原 慎太郎

### 1 中間検査を行う区域

特別区、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域

### 2 中間検査を行う建築物の規模

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）が1万平方メートル以下のものを除く。

### 3 指定する特定工程

(1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物にあっては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち2以上の工程が存する場合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。

ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）

ウ 木造にあっては、屋根工事

エ アからウまでに規定する構造以外のものにおいて、2階の床工事

(2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程（工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、同号に規定する特定工程）のほか、基礎に鉄筋を配置する工事（逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）に

よる場合にあっては当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を2以上に分けて施工する場合にあっては2以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。)を特定工程とする。

#### 4 指定する特定工程後の工程

- (1) 延べ面積が1万平方メートル以下の建築物にあっては、次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。
- ア 鉄骨造その他これに類する構造にあっては、2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事
  - イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事
  - ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあっては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事）
  - エ 木造にあっては、壁の外装工事又は内装工事
  - オ アからエまでに規定する構造以外のものにあっては、2階の柱又は壁の取付工事
- (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあっては、(1)に規定する特定工程後の工程（工事の工程に法第7条の3第1項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第12条に規定する特定工程後の工程）のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（逆打ち工法による床工事にあっては、当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

#### 5 適用の除外

法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

#### 附則

- 1 この告示は、平成19年6月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び

法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成19年東京都告示第764号による廃止前の平成16年東京都告示第925号に定めるところによる。

**附則（平成20年東京都告示第402号）**

この告示は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附則（平成20年東京都告示第842号）**

- 1 この告示は、平成20年6月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

**附則（平成22年東京都告示第818号）**

- 1 この告示は、平成22年6月30日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 この告示の施行前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、改正前の平成19年東京都告示第765号に定めるところによる。

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定（平成十九年東京都告示第七百六十五号） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>平成十九年東京都告示第七百六十五号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び同条第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。</p> <p>平成十九年五月十八日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 石原 慎太郎</p> <p>一 中間検査を行う区域</p> <p>特別区、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>二 中間検査を行う建築物の規模</p> <p>一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、<u>延べ面積（増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により二以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。）</u>が一万平方メートル以下のものを除く。</p> <p>三 指定する特定工程</p> <p>(一) 延べ面積が一万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち二以上の工程が存する場</p>	<p>平成十九年東京都告示第七百六十五号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び同条第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。</p> <p>平成十九年五月十八日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 石原 慎太郎</p> <p>一 中間検査を行う区域</p> <p>特別区、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域</p> <p>二 中間検査を行う期間</p> <p><u>平成十九年六月二十日から平成二十二年六月三十日まで</u></p> <p>三 中間検査を行う建築物の規模</p> <p>一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもの。ただし、工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、延べ面積が一万平方メートル以下のものを除く。</p> <p>四 指定する特定工程</p> <p>(一) 延べ面積が一万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、アからエまでに掲げる工程のうち二以上の工程が存する場</p>

改正案	現行
<p>合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を二以上に分けて施工する場合は二以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。</p> <p>ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、一階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、二階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）</p> <p>ウ 木造にあつては、屋根工事</p> <p>エ アからウまでに規定する構造以外のものにあつては、二階の床工事</p> <p>(二) 延べ面積が一万平方メートルを超える建築物にあつては、(一)に規定する特定工程（工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、同号に規定する特定工程）のほか、基礎に鉄筋を配置する工事（<u>逆打ち工法（基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。）</u>）による場合にあつては当該床に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を二以上に分けて施工する場合にあつては二以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。）を特定工程とする。</p>	<p>合はいずれか早期のものを、アからエまでのいずれかに掲げる工程を二以上に分けて施工する場合は二以上に分けた工程のうちいずれか早期のものを特定工程とする。</p> <p>ア 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、一階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該工事を現場で行わないものは、二階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）</p> <p>ウ 木造にあつては、屋根工事</p> <p>エ アからウまでに規定する構造以外のものにあつては、二階の床工事</p> <p>(二) 延べ面積が一万平方メートルを超える建築物にあつては、(一)に規定する特定工程（工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、同号に規定する特定工程）のほか、基礎に鉄筋を配置する工事（<u>基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事のある場合は当該床版に鉄筋を配置する工事とし、基礎に鉄筋を配置する工事を二以上に分けて施工する場合</u>は二以上に分けた工程のうちいずれか早期のものとする。）を特定工程とする。</p>
<p>四 指定する特定工程後の工程</p> <p>(一) 延べ面積が一万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。</p> <p>ア 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、二階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事</p> <p>イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、柱又ははりに</p>	<p>五 指定する特定工程後の工程</p> <p>(一) 延べ面積が一万平方メートル以下の建築物にあつては、次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。</p> <p>ア 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、二階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事</p> <p>イ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、柱又ははりに</p>

改正案	現行
<p>鉄筋を配置する工事</p> <p>ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で行わないものは、二階の柱又は壁の取付工事）</p> <p>エ 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事</p> <p>オ アからエまでに規定する構造以外のものにあつては、二階の柱又は壁の取付工事</p> <p>(二) 延べ面積が一万平方メートルを超える建築物にあつては、(一)に規定する特定工程後の工程（工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十二条に規定する特定工程後の工程）のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（<u>逆打ち工法による床工事</u>にあつては、当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。</p>	<p>鉄筋を配置する工事</p> <p>ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造にあつては、二階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で行わないものは、二階の柱又は壁の取付工事）</p> <p>エ 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事</p> <p>オ アからエまでに規定する構造以外のものにあつては、二階の柱又は壁の取付工事</p> <p>(二) 延べ面積が一万平方メートルを超える建築物にあつては、(一)に規定する特定工程後の工程（工事の工程に法第七条の三第一項第一号に規定する工程が含まれる建築物にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十二条に規定する特定工程後の工程）のほか、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（<u>基礎に鉄筋を配置する工事</u>よりも早期に着手する床版工事）にあつては、当該床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事）を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又はその一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。</p>
<p>五 適用の除外</p> <p>法第六十八条の二十の認証型式部材等である建築物又は法第八十五条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成十九年六月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この告示の規定は、施行日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知する建築物について適用す</p>	<p>六 適用の除外</p> <p>法第六十八条の二十の認証型式部材等である建築物又は法第八十五条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成十九年六月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この告示の規定は、施行日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する</p>

改正案

現行

る。ただし、この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

- 3 この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成十九年東京都告示第七百六十四号による廃止前の平成十六年東京都告示第九百二十五号に定めるところによる。

附則（平成二十年東京都告示第四百二号）

この告示は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十年東京都告示第八百四十二号）

- 1 この告示は、平成二十年六月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

附則（平成二十二年東京都告示第八百十八号）

- 1 この告示は、平成二十二年六月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

- 3 この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、平成十九年東京都告示第七百六十四号による廃止前の平成十六年東京都告示第九百二十五号に定めるところによる。

附則（平成二十年東京都告示第四百二号）

この告示は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十年東京都告示第八百四十二号）

- 1 この告示は、平成二十年六月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。

改正案	現行
<p>2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八條第二項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法第六條第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第十八條第二項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。</p> <p>3 この告示の施行前に法第六條第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六條の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、改正前の平成十九年東京都告示第七百六十五号に定めるところによる。</p>	



発行 東京都

目次

規 則

- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基く職を定める規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部人事課) ……一
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部公園課) ……一

告 示

- 公共測量の終了……………(都市整備局都市基盤部調整課) ……二
- 平成十九年東京都告示第七百六十五号(建築基準法による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部改正……………(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……二
- 都営住宅の使用料の変更……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課) ……三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同) ……六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同) ……七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同) ……七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同) ……七
- 東京都緑化推進委員会として指定を受けた法人の名称変更……………(産業労働局農林水産部森林課) ……八
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課) ……八
- 都立公園有料施設の設置……………(同) ……六
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………(同) ……六

公 告

- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課) ……二六
- 東京都林業労働力確保支援センターとして指定を受けた法人の名称変更……………(産業労働局農林水産部森林課) ……二九
- 消防法に基づく命令(三件)……………(東京消防庁) ……二九

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基く職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年五月三十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都規則第二百二十三号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基く職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基く職を定める規則(昭和四十年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二本局の項中「財務調査担当係長」の下に「海外事業調整担当係長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年五月三十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都規則第二百二十四号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二二の部(一)の項中「十二万四千三百円」を「二十六万六千三百円」に改め、同部(四)の項中

石神井公園駐車場	一	一箇所一月	九十万一千三百円
石神井公園第一駐車場	一	一箇所一月	九十万一千三百円
石神井公園第二駐車場	一	一箇所一月	百八万六千五百円

「三百五十三万八千四百円」を「三百五十二万一千四百円」に、「三十三万七千七百円」を「三十二万三千二百円」に改める。

別表第五 一の部(四)の項中「及び汐入公園」を「汐入公園及び石神井公園」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第八百十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年五月三十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 八王子市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村及び同郡奥多摩町各地内
- 四 測量の期間 平成二十二年二月十八日から同年三月二十六日まで

●東京都告示第八百十八号

平成十九年東京都告示第七百六十五号(建築基準法による中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月三十一日

東京都知事 石 原 慎太郎

第二号を削る。

第三号中「延べ面積」の下に「(増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により二以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。以下同じ。)」を加え、同号を第二号とする。

第四号(二)中「基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事のある場合は当該床版」を「逆打ち工法(基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に床工事に着手する工法をいう。以下同じ。)」による場合にあつては当該床」に、「する場合は」を「する場合にあつては」に改め、同号を第三号とする。

第五号(二)中「基礎に鉄筋を配置する工事よりも早期に着手する床版工事」を「逆打ち工法による床工事に」、「当該床版」を「当該床」に改め、同号を第四号とする。

第六号を第五号とする。

附則

- 1 この告示は、平成二十二年六月三十日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条第二項の規定に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 この告示の施行前に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条第二項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物に係る特

定工程及び特定工程後の工程については、改正前の平成十九年東京都告示第七百六十五号に定めるところによる。

●東京都告示第八百十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十二年六月一日から実施する。

平成二十二年五月三十一日

東京都知事 石原 慎太郎

種別	階	地名	床面積	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 155,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近隣同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	66,800
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート(10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,000	75,800
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	44,400	80,400
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.3	1	41,500	83,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(16号棟)	新宿区戸山2-16	42.3	1	35,000	77,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2-5	38.3	1	31,900	68,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(12号棟)	新宿区戸山2-12	33.8	1	28,300	66,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(13号棟)	新宿区戸山2-13	33.8	1	28,200	66,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	31,900	68,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(31号棟)	新宿区戸山2-31	38.3	1	31,900	68,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(21号棟)	新宿区戸山2-21	38.8	1	32,700	70,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	79,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	4	29,400	60,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,400	60,900
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート(1号棟)	新宿区弁天町163	39.0	1	32,200	72,700
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	30,600	69,300
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート(9号棟)	墨田区塔子2-6	59.7	1	43,200	89,100
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,100	73,700
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(11号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200	48,900
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(3号棟)	江東区亀戸7-56	36.6	1	28,800	59,900
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(7号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	61,100
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(14号棟)	江東区北砂6-16	48.1	1	40,800	72,100
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート(2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,300	67,100
一般都営	中層耐火	大島五丁目アパート(10号棟)	江東区大島5-40	33.4	1	26,200	44,600
一般都営	中層耐火	大島五丁目アパート(11号棟)	江東区大島5-40	33.4	1	26,200	44,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(16号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	45,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(17号棟)	江東区辰巳1-3	33.4	1	26,200	43,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(21号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	45,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(35号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	45,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(37号棟)	江東区辰巳1-8	33.4	1	26,200	43,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(80号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,500	44,700
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,500	48,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(88号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	43,600
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	42,400	78,100